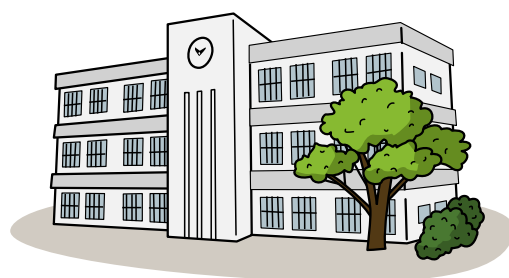


器物破損対応のお願い

本校では、生徒全員が集中して学習に取り組めるよう、また、落ち着いた気持ちで学校生活を過ごせるよう、常に校内の環境美化に心掛けその整備に力を入れています。

しかし、時に生徒の不注意や突発的な行動で校内の施設や設備を破損してしまうこともあり、その対応として、先生方が自らそれらを修理したり町教育委員会の協力をいただいて補修したりしてきました。

ところが、物を大切にしたり自分の誤った行動の責任を考えさせたりするためには、「故意に校内の施設等を破損した場合には弁償させる」ことも教育活動の一環ではないかと思直しがなされ、平成 22 年度より「公共物破損の対応(弁償等)」を下記のように変更しました。



1 不可抗力で破損した場合

- ①速やかに報告・謝罪し、後片付けをし、必要な指導を受ける。
- ②「公共物等破損届」を持ち帰り、本人が保護者に説明した後、全て記入する。
- ③ 翌日、校長に提出する。

2 故意に破損した場合

- ①速やかに報告・謝罪し、後片付けをし、必要な指導を受ける。
- ②「公共物等破損届」を持ち帰り、本人が保護者に説明した後、全て記入する。
- ③翌日、校長に提出する。
- ④修繕後、それに伴う費用を学校に支払う。

※弁償は金額の大小に関わらず、全額負担を基本とします。

※金額等は担任を通してお知らせします。